

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一六―九〇

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一 適用区分表（第一条関係）			
一	人事院、内サイバーセキュリティ	一	人事院、内サイバーセキュリティ
勤務箇所	職員	勤務箇所	職員
	員		員
	調整数		調整数
一		一	

閣官房（内閣	テイの確保、情報
サイバーセキ	システムの整備若
ユリテイセン	しくは管理又はこ
ターを除く。	れらと併せて行わ
）、宮内庁、	れる事務の運営の
公正取引委員	改善及び効率化に
会、警察庁、	関する業務に直接
カジノ管理委	従事することを本
員会、金融庁	務とする職員（人
、消費者庁、	事院の定める者に
デジタル庁、	限る。）
総務省、法務	
省、出入国在	

閣官房（内閣	テイの確保、情報
サイバーセキ	システムの整備若
ユリテイセン	しくは管理又はこ
ターを除く。	れらと併せて行わ
）、宮内庁、	れる事務の運営の
公正取引委員	改善及び効率化に
会、警察庁、	関する業務に直接
金融庁、デジ	従事することを本
タル庁、総務	務とする職員（人
省、法務省、	事院の定める者に
出入国在留管	限る。）
理庁、外務省	
、財務省、国	

略) 一の二～五 (略)	留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会
(略)	
(略)	

略) 一の二～五 (略)	税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会
(略)	
(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

六〇二十二 (略)	管理局	方出入国在留 (3)	收容所及び地 (2)	五の二 入国者 (1)
			薬剤師	医師
			一	三

六〇二十二 (略)	五の三 地方出 入国在留管理 局	医師 (3)	收容所 (2)	五の二 入国者 (1)
			薬剤師	医師
			一	三